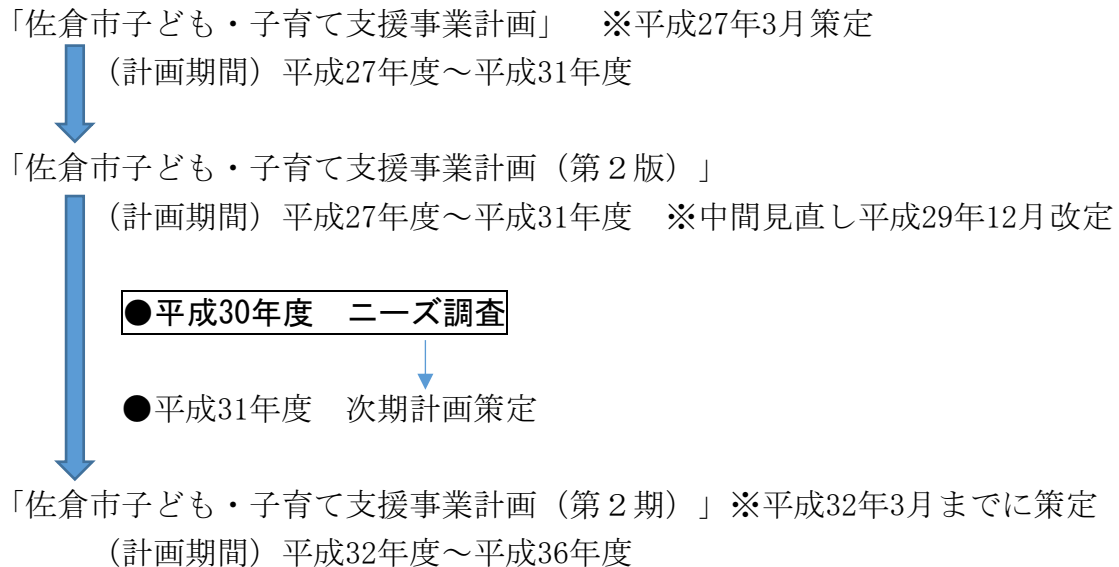


## 資料 4

平成30年7月3日（金）

第1回佐倉市子育て支援推進委員会

### 子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定に係るニーズ調査について



### ニーズ調査（利用希望調査）について

- 法令により、子育て支援に関する利用希望を勘案して事業計画を策定しなければならないと規定されている。 (※参考)
- 「推計児童数 × 利用意向率 = 量の見込み」を算出するための調査
- 前回のニーズ調査時（平成25年度）と同様に、全国共通での調査項目について、国が示し、それに基づく調査を実施するようになると思われる。ニーズ調査に関する方針は、国が平成30年7月に示す予定。

### （参考）前回ニーズ調査概要

- ◇ 調査地域 佐倉市内全域
- ◇ 調査対象者 ①就学前の子どもを持つ保護者・・・1,000人  
②小学生の児童を持つ保護者・・・1,000人
- ◇ 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- ◇ 調査期間 平成26年1月9日～1月31日
- ◇ 調査方法 郵送配布・郵送回収

### 委員の皆さまへのお願い

- 資料4-1, 4-2は、前回の調査票です。平成30年度の調査にあたり、調査票についての提案・ご意見等があれば、7月31日（火）までに子育て支援課までお願いします。

(※参考)

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

（略）

市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

（略）